

告示

埼玉県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七号の規定により、
箕和田用水利地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があった。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任	職名	氏名	住 所	地番
理事	関口 和正	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百四十一番地一		
同	関口 隆	同	百七十二番地一	
同	吉川 五郎	同	百九十五番地一	
同	渡邊 貴代	同	百九十五番地二	
同	渡邊 順一	同	十七番地	
同	渡邊 典邦	同	二百四番地一	
同	渡邊 洋三	同	百三十番地	
同	渡邊 義勝	同	百二十六番地	
同	関口 治平	同	三百二十九番地二	
同	渡邊 繁太郎	同	百五十番地	
二 退任	職名	氏名 <th>住 所</th> <th>地番</th>	住 所	地番
理事	関口 和正	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百四十一番地一		
同	関口 隆	同	百七十二番地一	
同	吉川 五郎	同	百九十五番地一	
同	渡邊 貴代	同	百九十五番地二	
同	渡邊 順一	同	十七番地	
同	渡邊 典邦	同	二百四番地一	
同	渡邊 洋三	同	百三十番地	
同	渡邊 義勝	同	百二十六番地	
同	関口 治平	同	三百二十九番地二	
同	渡邊 繁太郎	同	百五十番地	
同	関口 和正	同	百七十二番地一	
同	関口 隆	同	百七十二番地一	
同	吉川 五郎	同	百九十五番地一	
同	渡邊 貴代	同	百九十五番地二	
同	渡邊 順一	同	十七番地	
同	渡邊 典邦	同	二百四番地一	
同	渡邊 洋三	同	百三十番地	
同	渡邊 義勝	同	百二十六番地	
同	関口 治平	同	三百二十九番地二	
同	渡邊 繁太郎	同	百五十番地	